

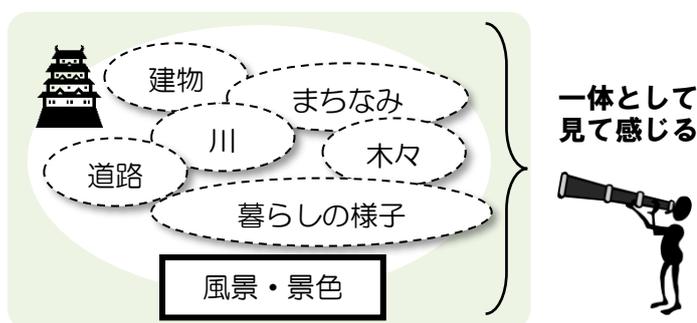
姫路市の景観まちづくりに関する基本指針を 検討しています！

姫路市では、これまでに姫路城をはじめとする歴史や文化、豊かな自然環境などの多彩な景観資源を活かし、姫路らしい景観づくりに向けて、景観に関するルールづくりや取り組みを推進してきました。

一方で、社会情勢や本市の景観を取り巻く状況は、めまぐるしく変化していることから、それらの状況に対応しつつ、姫路市固有の景観を次代に継承していくため、景観に関する基本指針である「姫路市都市景観形成基本計画」の改定作業を進めています。

景観とは？

「景観」とは、目に映る景色や風景などに対して、それを眺める人の感覚や価値観が合わさってできたものであり、対象物とそれを見る人との関係から成り立つものです。



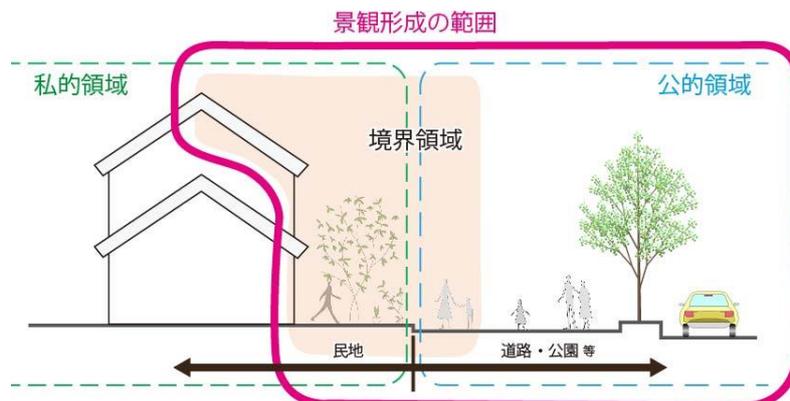
姫路市には、世界文化遺産・姫路城をはじめ、これまでの歴史や文化、暮らしや営みから形成された歴史的な町並みや豊かな自然環境、良好な住宅地、賑わいや活力ある商業地や工業地など、様々な景観があります。

景観形成とは？

景観は、様々な人が共有する財産であるため、道路や公園などの「公的領域」だけでなく、民間の建物や塀などの「私的領域」も景観をつくる重要な構成要素です。

特に、建物の外観デザインや植栽、塀、看板等といった外から容易に見えるものは、優れた景観を形成する上で特に重要となります。

つまり、「景観形成」とは、行政だけで実現するものではなく、道路や公園などの公共空間の周りに立地する建物一つひとつにおいても、市民や事業者等のみんなでつくり・育てていくことを意味します。



姫路市都市景観形成基本計画とは？

姫路市都市景観形成基本計画（以下、本計画）は、姫路市の多様な資源を生かし、姫路らしい景観形成を図るための基本指針です。

本計画は、昭和63年（1988年）3月に策定し、その後、国宝姫路城が世界文化遺産に登録されたことや景観法が制定されたこと、4町との合併などにより、景観に関する状況が大きく変化したことを受け、平成19年に改定を行いました。

これまで基本方針の目標である『愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち』の実現に向けて各種景観施策を展開してきましたが、前回の改定から、社会情勢や本市の景観を取り巻く状況がめまぐるしく変化しており、これらに対応するため、以下の3つのポイントをもとに計画の改定を検討しています。

- ポイント① 市民に分かりやすく共感の得られる
「都市景観形成基本計画」の作成
- ポイント② 多様な分野やヒト・モノ・情報を
つなぐ体制や仕組みづくり
- ポイント③ 姫路城周辺地区景観ガイドプランの思想の継承

計画改定に向けたこれまでの取組

令和4年度

- 姫路市の景観の現状と課題の把握
- 課題に対する今後の方向性の検討

令和5年度

- 市内在住者および市外居住者への景観に関する意向調査の実施
- 現地調査の実施
- 計画の基本理念や目標、方針の検討

来年度以降

これまでの検討結果を踏まえつつ、引き続き計画改定に向けて取組み、市民の方への意見募集（パブリックコメント）を実施した上で、令和7年度中に計画の改定を行う予定です。

<問い合わせ先>

姫路市 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課 都市景観指導室
(TEL) 079-221-2542 (FAX) 079-221-2757
(E-mail) keikan@city.himeji.lg.jp